

## 平成17年9月5日(月曜日)第3回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
	選 挙 管 理 委 員 会
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
	行 財 政 改 革
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花 ・ 緑 ・ せせらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選 挙 管 理 委 員 会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
	農 業 委 員 会
清 野 健 事 務 局 長	

## 事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成17年9月5日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成17年9月5日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	新市町村合併特例法の制定を受けて	平成17年4月1日に新市町村合併特例法が5年間の時限立法で制定されたが、この新法について市長の所見を問う	4番 煤 津 博 士	市 長
2	下水道整備について	第5次振興計画において下水道未整備地区への今後の対応をどのように考えているのか 浄化槽設置が多い地区で下水道水洗化率が低迷しているようだが、今後の整備計画の中でどのように対処していくのか		市 長
3	環境問題について	アスベスト対策について 公共施設等の石綿製品の使用実態と再調査実施について	6番 松 田 孝	市 長 教育委員長
4	農業振興について	さくらんぼ「紅秀峰」の生産拡大計画について 具体的な推進計画 技術指導と支援体制		市 長
5	指定管理者制度について	市立保育所の指定管理者制度導入について どのような管理委託を考えているのか 管理委託によって保育内容、保育士の特遇はどうなるのか 公的責任として保育制度を維持することをどう考えるか	15番 佐 藤 暘 子	市 長

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番、2番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 皆様、おはようございます。

私はこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め質問させていただきます。

通告番号1番、新市町村合併特例法が5年間の時限立法で制定されましたが、これを受けて市長の御所見をお伺いいたします。

合併特例債による財政支援措置を受けられる平成の大合併と称された全国の市町村再編は、本年、平成17年3月31日で申請が締め切られました。

私たちの住む寒河江市も、西川町、朝日町の2町と合併について協議され、昨年5月29日、法定協議会移行直前にして破談してしまったのは、皆さんも御案内のとおりであります。

合併は、厳しい行財政の中、行政サービスの維持、向上はもちろんこと、住民のよりよい生活への再構築という観点からも、重要案件であると考えていただけない、私自身大変残念でなりませんでした。

総務省の調査では、合併による全国の市町村数の動向は、平成11年3月末時点での全国の市町村数は3,232市町村、平成17年4月1日には2,395市町村、そして合併特例法が受けられる18年3月末には1,822市町村となり、1,410の市町村が合併により減少することになっており、平成の大合併がスタートした平成11年7月と比べると、7年間で約43.6%のスリム化が図られる見通しとなっております。

都道府県別の合併状況を見てみますと、一番合併が進んだのは広島県で、86あった市町村が23市町村となり、73.3%の減少。合併が進まなかったのは大阪府で、44市町村が43市町村となり、2.3%の減少率にとどまっております。山形県は、44市町村が35市町村となり20.5%の減少率で、47都道府県中42番目となっております。数値上から判断すれば、合併が進まなかった県となっております。

このように、減少率が全国平均4割強と、数値的にはかなり多くの市町村が合併しているようですが、協議会を設置しても願いむなく、寒河江市のように実現に至らなかった自治体も多くあったようです。

このようなことから、国は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法で、さらなる合併推進に向け、新市町村合併特例法を制定しました。この特例法は、合併を推進するため都道府県知事の権限を強化したのが最大の特徴となっており、総務省の基本指針に基づき、都道府県は合併が必要と判断した市町村の組み合わせなどを構想として示すことができます。また知事は、調整委員を任命して、合併協議のあっせん、調停を行うほか、合併協議会設置や協議の推進を勧告できるなどとなっております。そして、総務省は、この特例法の指針を5月30日に発表し、合併を促す対象として、三つのパターンを示しました。これは、おおむね人口1万人未満の小規模市町村、生活圏が同じで一つの行政区域になるのが望ましい市町村、政令市、中核市、特例市を目指す市町村となっており、このことは皆様も御案内のとおりであります。

齋藤 弘知事は、本年5月25日、新市町村合併特例法に基づき、県内市町村の望ましい合併の組み合わせを示す構想を、年度内に策定する方向を明らかにしました。構想の内容や県の支援のあり方などについて意見を聞く審議会も、新たな条例を制定した上で設置するとしております。

さらに、齋藤知事は同日の記者会見で、構想について、地元で機運が高まるのが最も重要だが、財政が厳しさを増す中、行政サービスの維持、向上を図るのは県の責務。長期的には、合併は必要と考える。その枠組みを示したいと述べております。さらに、審議会の委員は10人以内と規定されているが、外部の意見も取り入れるのが望ましい。地域のニーズを踏まえ、課題、県の支援のあり方などを幅広く議論する場にした

いとしています。そして、第1回山形縣市町村合併推進審議会が、知事を会長に委員参加のもと、去る8月10日に開催され、年度内の策定に向け動き始めました。

山形県に人口1万人未満の自治体は10自治体あり、そのうち生活圏をともしする西村山郡には、西川町、朝日町の二つの自治体があります。大江町も本年4月1日の人口統計では1万53人と、わずかに1万人を上回っている状況であり、このことからすれば、近隣の市町村を含め合併新法の対象にならないとは限りません。

以上のことから、市長の御所見をお伺いいたします。

新市町村合併特例法が、新たに規定されたことについて、市長はどのような認識を持っておられるのか。

また、自立の道を歩むことになった寒河江市では、現在、行財政改革、そして第5次振興計画の策定が急ピッチで進められております。その基本構想の第7節第2項に、広域的視点に立った市政の展開として、効率的な行財政運営の構築と確かな財政基盤の確立を図るという観点から、既存の行政圏にとどまらず新たな枠組みも考慮しながら、市政の発展を見据えた施策の推進と掲げられていますが、この基本構想に記載された意味についてお伺いいたします。

さらに、昨年1市2町の合併構想が不成立に終わり、1年余りしか経過していない状況ではありますが、総務省より具体的な指針も示され、県が合併構想を策定し、合併が必要であると示された場合、どのような方向性で対処なさるのかお考えをお尋ねいたします。

次に、本市における下水道の整備推進計画についてであります。

下水道の歴史をひもときますと、最も古い下水道は今から7,000年前、紀元前5,000年ころにメソポタミアのチグリス・ユーフラテス川沿いにあったバビロン、ニネヴェなどの都市につくられ、またインダス文明の中心地モヘンジョダロなどにも下水道があったことがわかっております。

一方、日本においては、弥生時代紀元前300年から300年ごろに集落の周りを溝で取り巻いた環濠というものがあり、基本的には集落を守るためのものですが、上流からの水を受けて、下流の必要な部分に放流していたと見られており、水田と連携していたと推定されています。また、し尿についてはどのように処分していたのかよくわかりませんが、大陸の文化の影響により、し尿を農耕に利用していたのではないかと言われております。その影響もあって、日本では昭和30年代ごろまで、し尿は農作物の施肥として宝といった感があり、便所はくみ取り式で、これが日本の下水道の発展をおくらせた原因となったと言われております。

ここで、現在の下水道の実施状況について述べさせていただきます。

平成16年3月31日現在、全国の下水道普及率は66.7%となっており、都道府県別の下水道事業実施率は約72%となっております。山形県では、普及率が59.2%で、都道府県順位としては全国で20番目となっており、東北では宮城県に次ぎ2番目の普及率となっております。また、私たちの住む寒河江市の普及率は62%となり、44市町村中、下水道を実施している40市町村で、高畠町に次ぎ8番目となっております。

寒河江市は、山形県の平均値よりやや高目で推移し、毎年整備を進め、普及率の向上に努めていますが、近年、下水道を整備しても、各家庭でなかなか切りかえてくれない。すなわち、水洗化率が向上していない傾向が見られるようです。16年3月末における当市の水洗化率は、公共下水道が整備されたところでは83.4%に達しているものの、特定環境保全公共下水道整備区間では、22.7%と低い数値にとどまり、これは浄化槽の普及率が高い地域に顕著にあらわれているようです。

当市では、花・緑・せせらぎのまちとしてさまざまな施策を展開、平成18年度から実施される第5次振興計画にも、せせらぎ通りと称して、水環境の整備を初め、多くの市民への一層の定着を図ろうとしております。せせらぎ、すなわち公共用水域、川、海や地下水の水質保全の意味で進められている下水道について、以下の質問をさせていただきますので、市長の御答弁よろしくお伺いいたします。

平成17年度で、三泉地区の特定環境保全公共下水道整備事業が終了することとなり、来年度からは特環事



業を一時休止する予定となっておりますが、平成18年度から実施される第5次振興計画において、下水道未整備地区への今後の対応などをどのように計画し、推進していくのか、基本的小お考えをお伺いいたします。

また現在、国、県とともに寒河江市が助成して推進している浄化槽設置が、下水道整備計画に基づき、後年度整備地区において実施されております。このことが今後、下水道の水洗化率向上に大きな影響を与えると思われます。このようなことから、今後の整備計画の中でどのように対処していくお考えなのか。あわせてお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併のことでございます。

平成の大合併と言われる市町村合併につきましては、御案内のように平成11年に、地方分権一括法により合併特例法の改正が行われ、市町村合併を推進するための財政支援措置などの創設や拡充により進められたものでございます。

この合併特例法は、適用期限である平成17年、今年の3月31日までに知事に対して合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合に適用されることとなっております。御指摘のとおりでございます。

平成18年3月31日の市町村の数は、全国で3,232市町村から1,822市町村に、県内では44市町村から35市町村となる見込みでございます。しかしながら、全国的に市町村合併の進捗状況に差異があり、さらに地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等にこたえていくために、国においては市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる新合併特例法をことしの4月に施行したところでございます。5カ年の時限立法とし、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要があるとしております。

新合併特例法について、どのような認識があるかとの御質問でございますが、今後、行政運営を進めていくに当たり、地方分権の一層の推進や、人口の減少、少子高齢化の進展、財政状況等が一層厳しくなる中で、将来にわたって安定的な行財政運営が確保され、行政サービス維持向上を図るためには、合併を推進する新合併特例法は、これらの課題に適切に対応していくための有効な方法の一つであると考えております。

また、新合併特例法は、合併の構想対象となる市町村がはっきり示されており、県において合併の組み合わせを示すことや、自主的な市町村の合併を推進するための必要な措置が指示されたことによりまして、今後は新合併特例法により、市町村は合併について新たな対応を迫られてくるものと思っております。

次に、基本構想（案）とのかかわりについての御質問がございました。

第5次振興計画は、第4次振興計画を継承発展しながら、今後10年間のまちづくり構想を描いたものでございます。

第7節の「みずからの責任で自立した市政を目指す」の2番目、広域的視点に立った市政の展開でございますが、高速交通網の充実や情報通信手段の発達により、市民生活における行動圏は従来の枠を超えて拡大しており、また市民の求めるニーズはますます広域化、多様化、高度化しているとの認識から、一つには、既存の行政圏にとどまらない施策として、観光や産業の振興を図るため、仙台を初めとする南東北や関東圏を視野に入れた広域的施策を展開し、交流の拡大と定住の促進を図っていきたいと考えたところでございます。

また、もう一つの新たな枠組みも考慮した施策では、ことし4月に新合併特例法も施行された状況もあり、今後においては近隣市町での合併論議が進んでくることが予想されることから、このように記載したものでございます。

それから、どのような方向で対処するかと、県がいろいろ構想を出してきた場合の対応でございますが、県が合併構想を策定し、合併が必要であるとされた場合、どう対処するかということでございます。

本市における合併については、御案内のように本市と、西川町、朝日町の3市町で平成15年7月1日に任意合併協議会を設立し、合併に向けた協議を進め、新市建設計画（案）を含めた合併協定素案を策定したところでございましたが、その後、西川町と朝日町の両町の住民アンケートの結果、合併に反対する住民が多

数で、任意協議会は昨年5月29日に解散したところでございます。現在は、それぞれ自立した行財政運営を目指して、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

私は、本市におけるこうした経緯はあるものの、合併の問題というものは、いずれは改めて取り組まなければならない重要な政策課題であると考えております。ことしの4月に施行された新合併特例法においては、都道府県は自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告などの措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされております。

県は、御指摘のようにこの新合併特例法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想策定の県の基本的な方針によりまして、山形縣市町村合併推進審議会の設置や、山形県の自主的な市町村の合併の促進に関する構想を年度内に策定すると聞いております。

今後、どのような構想が策定されるのかわからない状況にございますが、もし本市が構想対象市町村になったとしても、合併には相手があるわけでございますので、相手の動向というものを十分踏まえて対応していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、下水道でございます。

寒河江市では、昭和52年度から公共下水道事業に着手し、平成8年度には寒河江市生活排水処理施設整備計画というものを策定いたしまして、この計画に基づき、平成9年度には周辺集落の下水道整備を図るために、特定環境保全公共下水道事業に着手するなど、下水道事業を進めてまいりました。

平成16年度末現在の普及率は65%で、県内でも上位の整備状況にあり、公共用水域の保全と快適で文化的な生活環境の形成に努めてきたところでございます。

現在の整備状況は、平成14年度に平成20年度を目標とする変更事業認可の採択を受け、下水道事業の認可区域を、公共下水道事業1,067ヘクタール、特環公共下水道事業93ヘクタールといたしまして整備を進めており、公共下水道事業につきましては、平成20年度までに工業団地を除き完了する予定であります。

また、平成9年度より整備してきた特定環境保全公共下水道事業につきましては、既認可区域のうち、三泉地区は今年度で完了する状況であります。

さて、下水道についての第5次振興計画とのかかわりについてでございますが、第5次寒河江市振興計画基本構想において、第2節で、「夢はずみ希望に満ちた都市をめざす」のうち、1番目で、田園と都市とが共生する土地利用の推進において、やすらぎと潤いのある快適な環境を推進するため、緑資源や水環境に配慮した豊かなまちづくりを構築していくこととしております。潤いのある快適な環境を構築するためには、下水道の整備は大事なことでありますが、上水道の整備や各地域での農業排水や雨水排水の整備も必要であり、水環境という全体的な観点から述べたものでございます。

下水道未整備地区への今後の対応について申し上げますれば、現在策定中の第5次振興計画は、今議会において基本構想の議決をいただき、その後、基本計画の策定に向け作業に入っております。基本計画の策定に当たりましては各地区の座談会を開催し、多くの市民の皆さんからの将来の寒河江市のあり方についての御意見をお聞きしながら、さらには振興審議会に諮問を図り、基本計画を策定していこうと考えているところでございます。

未整備地区の下水道の今後の進め方については、基本計画に盛り込まれるものと考えておるところでございます。

次に、下水道未整備地区の浄化槽設置率が向上している状況の中で、今後どのように下水道の整備を進めていくかということでございますが、下水道事業には多額の費用が必要でございます。下水道計画区域内にあっても、下水道を使用できるまでに相当の時間を要する区域があり、これら地域については、生活環境改善の主項目として、浄化槽の設置が急速に進められてまいりました。この結果、住民の高い意識により、平

成16年度末現在、特環事業を進めている三泉地区では52%、また他の地区においても60%を超えており、特に特環事業として予定されている高松、八鍬地区においては75%と、その設置率は高い状況でございます。

このうち、特環下水道事業により整備をしております三泉地区の下水道による水洗化率は、平成15年度末現在で22.7%と非常に低く、既に浄化槽が設置されていることがその一因となっているものと考えております。

下水道の水洗化率の向上は、使用料金が下水道事業を運営していく上で貴重な財源の一つであることから、できるだけ速やかに下水道に接続していただくことにより、水洗化率を高めていかなければなりません。しかしながら、浄化槽が設置されている場合は、既に水洗便所になっているために、下水道のメリットが感じられないことや、多額の経費をかけて設置した施設を廃棄することへの抵抗感が生ずることなどから、なかなか下水道への接続に対して理解が得られないという実情がございます。

このように、下水道を取り巻く環境が変化している中で、生活排水処理施設をどのように整備していくかを、慎重に検討を行わなければならない時期を迎えたところでございます。

したがいまして、今後の下水道の整備計画においては、公共下水道で整備をしていくのか、あるいは特定環境保全公共下水道事業で行っていくのか、また合併浄化槽に力を入れていくべきかなど、これからの整備実施に当たっては、使用料金や起債、あるいは下水道が周辺集落にいくことにより宅地面積が広くなり、分担金が重く負担となって、水洗化率が思いのほか伸びていかないことなどの財源に対する投資効果を十分に勘案しながら対処してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 御答弁いただき、まことにありがとうございました。

まず、合併の方では、相手があることではありますけれども、新たに取り組む必要のある施策の一つであるというお考えをお聞きしまして、これからどういうふうな枠組みとか勧告があるかはわかりませんが、対処してくださるというお話を聞いて、まずはほっとしているところであります。

今回は平成の大合併と言われたわけですが、歴史をひもときますと、明治の大合併、昭和の大合併というのがありました。昭和の大合併では222の自治体があったんですけれども、それが56自治体となって、減少率が74.6%で、全国で一番目となっております。明治の大合併では1,458自治体から221自治体と、その当時でも84.8%の減少率で、その当時で全国で8番目というような減少率になっております。

その減少率からすれば山形県、今回は少な目になっても仕方なかったのかなというような要因の一つとも考えてはいるんですけれども、図らずも時代背景がその当時と一緒にではなかったということを考えれば、このたびは低い方だったということを見ると、もうちょっと感情の問題ではなくて、本当にこの地域が将来どうあるべきか、もう少し皆さんで考えながら進めていかなければならなかったのかなというふうに思っております。決して私は合併ありきということで、この質問をしたわけではございません。自立の道を選んだ各自治体では、少子高齢化、そして厳しい財政の克服など、住民サービスの声が高まる中、多様なニーズにこたえながら懸命の努力をしております。しかし、現況はこれを乗り越えるということが極めて困難だと思っておるのは私だけでしょうか。

1市2町の合併の枠組み解散から、1年余りと時間が経過していない中ではありますが、なぜこの質問をあえてさせていただいたかといいますと、どうもやはり感情的なものがまだ残っている。寒河江市民、近隣の町村の間でも、合併の話はもう終わったんだ、もうないんだというような声が蔓延していると私は思っています。ですから今回、新たな新法が制定されて、枠組みが寒河江市を含めどういったふうな形で来るかわかりませんが、勧告が来た場合に、この住民の考え方を一度リセットさせておく必要があるのではないかと考えております。そうしないと、また前の感情を引きずったまま同じような議論を交わしても、全然前進していかないのではないかと考えて、あえて今回の質問をさせていただきました。

まだ県の方の構想や支援措置もまとまっていない時期ではありますけれども、市長はさまざまところで市民と対話され、そういう機会を多く持たれております。合併に対する現況の市民の声をどのようにお聞きになっているのか。

また、どのように感じておられるのかお伺いいたします。

次に、下水道についてでございますけれども、浄化槽の整合性といいますか、調整についてお伺いいたしました。

この件に関しましては、先ほど市長から答弁がありましたように、ちょっと私の計算上の数値とは違うんですが、高松、白岩、醍醐地区が6割を超えて合併浄化槽、単独浄化槽が設置されている状況であります。

やはり先ほど述べたように、この数値からすれば、今後下水道が整備されたときに、スムーズな水洗化に大きな影響を及ぼすことは間違いないと思っております。環境整備の大きな課題として推進しなくてはならない、そして未整備地区ではいつになったら整備されるのかというような市民の声が高まっております。先ほどいろんなことを、分担金とかそういうものを考慮して今後進めていくというお話がありましたが、やはり市民からすれば、いつになったら入るのというところがある程度示されなければ、納得のいかない状況に来ているのではないかなというふうに考えております。

また、全国的にこういう問題も、同じようなところで同じような問題が発生しているということも聞いております。ただ、新たな取り組みで水洗化率の向上を目指している地区があるとも聞いておりますので、そ

のような先進地を視察するなど、新しい考えを取り入れていくのも一つの方法ではないかと思っております。

やはり先ほど言ったように、水洗化向上、財政の悪化、なかなか厳しい状況はあるんですけども、ある程度計画の中でその地域に対して計画を示してやる。それと新たな取り組み方で住民の納得を得ていく。やはりそれについて大変重要なことだと思いますので、その辺、市長のお考えの中で答えがあればお伺いし、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは合併のことで、市民はどう、この前の合併協議会の案がまとまったにもかかわらず、アンケートの結果が思わしくないというような結果になって、それぞれ自立の道を歩んでいこうということになっておりますけれども、将来に対してどういう考え方を市民が持っているかということでございますが、やはりもう合併は、いずれの時期かしくはならないだろうと。合併をしなくてはならないような事態に、もう立ち入ってきているのではないかと。ですけれども、相手がノーと答えたのに対しまして、寒河江市でこちらから合併をやりますかというようなことを持ちかけることは必要でないのではないかとというのが市民の大半の声ではないかなと、このように思っております。

前回におきまして、朝日なり西川なりは向こうからやりましょうと、では寒河江と一緒に合併構想を考えましょうと、こういうことをやったわけでございますから、それに対してその時点では非常にうまくまとまったわけでございますから、そのまとまったものを住民に示すときの問題は、私は若干はあったのではなからうかなと思っておりますけれども、結果的にノーという住民からのアンケート結果が出たということで合併が破綻したと、進まなくなったということであるわけでございます。これが本当の実態なわけでございます。

ですから、今議員がおっしゃるように、これからどういうふうに持ち上がっていくかというようなことは、少しはやはり時間を見て、相手の出方というものを見ておく必要があるのではないかなと、このように思っております。1問で答弁したようなことを繰り返すということになるかもしれませんが、そういう受けとめ方を現在はしております。

それから、下水道の問題でございますけれども、当初下水道事業を普及させようということで、よりよい環境のもとでの寒河江市を願おうと思っておったわけでございますけれども、非常に時間的なものもかかってきたと。そんなに私は、下水道事業に金を少なく投資したというよりも、まずは寒河江市にとっては投資した方ではないかなと思っておりますけれども、やはりそれ以上にいわゆる環境に対する、あるいは下水に対すところの市民の意識というものとか、あるいは状況の変化と、環境の変化というものが非常に激しい流れの中に入ってきたんだらうと、このように思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、自分で自分の下水を処理すると、合併浄化槽の普及率が非常に高くなったということが挙げられようかと思っております。そうしますとそこに、では公共的な事業というものをさらにつぎ込まなくてはならないのかということ。これから周辺という地域に入りますと、なおなお事業費というものは高みますし、そして非常に効率的には問題の起こるところの事業ということになるらうかと思っております。

国であろうが、市もですけれども、公共事業という非常に厳しい中にもございますけれども、やはり市民の環境に対すところの考え方というものも、存分に考慮に入れなければなりません。そういう中で、もう少し市民の声やら聞いたり、あるいは将来の財政状況というものを十分考慮して、これからの下水道事業というものについての考えをまとめていかななくてはならないなと、このように率直に思っておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 ありがとうございます。

まず、合併につきましては先ほども言ったように、当然相手があることでございます。確かにどういうふうになるかわからない中で、一度はよい意味で失敗している。そのことを今度考えて、新たな枠組みが来た場合には失敗しないように、やはりやっていかなければならないのかなと。私たちの自治体ばかりではなくて、山形県、そして全国のために財政の厳しい中、合併というのは一つのテーマであると思いますので、私も考えていきたいと思っております。

下水道につきましては、今市長から答弁があったとおり、いろんなことを、この時代の背景を考えながら取り組んでいくという話をいただきました。なるべく市民がわかりやすい御回答を計画の中で出していただきますよう要望して、質問を終わらせていただきます。



## 松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号3番、4番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある課題に関心を持っている市民を代表して、環境問題について、農業振興について、通告順に質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号3番、環境問題について。

今回は、公共施設のアスベスト使用実態と再調査実施についてお伺いいたします。

ことし6月末から7月にかけて石綿、アスベストを製造していたメーカー、クボタ、ニチアスなどから製造工場で働いていた社員や、石綿吹きつけ作業者と家族及び工場周辺住民に、肺がんや中皮腫による死亡者が多数出るなど、深刻な健康被害が出てきております。一方で、倉庫の壁に毒性の強い青石綿が吹きつけられていた建物で働いてきた経営者が、悪性胸膜中皮腫を発症し死亡するなど、アスベストの被害は、日々新しい状況が明らかになってきています。

アスベストは天然に産する繊維状のけい酸塩鉱物で、せきめん、いしわたとも呼ばれています。その繊維は極めて細いために、所要の措置を行わないと、石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあり、大変危険鉱物であることを改めて認識をしております。

厚生労働省は労災認定関係事業所を、また環境省は特定粉じん発生施設を合わせて全国 565カ所の事業所を公表しました。本県でも4事業所で使用されてきたことが明らかになりました。財務省や経済産業省などの資料によりますと、過去73年間に輸入されていたアスベストは約 987万トンで、国内生産は37万トンで、合計で 1,024万トンのアスベストがこれまで使われてきています。その用途はスレート材、防音材、断熱材、保温材などの建築材に9割が使われ、そのほかに車のブレーキライニングや、ブレーキパッドを初め水道の石綿管や、工業用から電気製品、日用品まで約 3,000種類の製品に使われてきました。各事業所でアスベストを含んだ住宅建材や工業製品などにその多くが使われてきたことから、アスベスト飛散による健康被害が広範に広がりつつあります。

こうした事態を招いた原因は、1970年代、既に石綿使用の有害性が医学的に指摘され、国際的にも明らかになったにもかかわらず、一部ビルなどの建築工事において、保温断熱の目的で、石綿を吹きつける作業が1975年に原則禁止措置をとっただけで、その後も製造や使用を認めてきました。ようやく昨年10月から経済産業省と厚生労働省は、アスベスト使用を原則禁止しました。この間、具体的な対策をとらず、放置されてきたことが問題を大きくしております。今後、新しい健康被害の発生を防止するためにも、アスベストを含んだ製品の使用状況について正確に把握することと、確認された場合にはその対処、対策を緊急に実施すべきです。

そこで伺いますが、前回アスベストに発がん性の物質が確認され、全国的に公共施設を中心にアスベスト調査が行われ、使用が確認された施設は、緊急対策として改良工事が実施されました。当時の寒河江市の資料によりますと、アスベストが使用されていた公共施設は、庁舎に一部確認されています。その後の対策は、天井や機械室など、アスベスト使用箇所が異なっていることや構造的な問題もあり、三つの工法が採用され、一つはアスベストを撤去して新しい天井に張りかえる工法。二つ目は、石綿粉じん飛散防止のための抑制材の吹きつけ。3点目は、現在ある天井に下地をつくり、新しい天井を張るなどの改良工事で対応されました。しかし、当時からこれらの工法のいずれにも一長一短があり、専門家の間では、これらの工法が適切かは先送りされてきています。

そのためか、本市では職員の健康面から、昭和63年4月から庁舎の室内での環境測定に加え、アスベストの繊維が空気中に浮遊している状態も心配されることから、その後、年数回アスベスト濃度測定調査を実施してきました。この間、庁舎での職員の健康管理面から、炭酸ガス、一酸化炭素と浮遊粉じん、それにアスベストを含めた濃度調査と緊急改良工事を実施してきました。その後、周辺の環境の実態はどうなっているのか伺います。

次に、公共施設のアスベスト再調査について伺います。

アスベストは、熱に強く燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しないなどの特徴から、約3,000種に上る製品の一部に使用されていると言われております。ですから、私たちの身の回りには、信じられないほどの大量のアスベストがあり、健康被害が心配されています。

現在、施設のアスベスト調査は自主的に実施していますが、再調査の基準と視点を伺いたいと思います。

次に、学校におけるアスベスト再調査について伺います。

学校施設は、子供たちが安全で安心して学び、生活できる場であること。特に室内環境は、何よりも大切です。ところが、全国的にアスベストが社会問題化し、住宅やビルなど建物にその多くがアスベストと類似している素材が使用されている状況から、再調査を文部科学省の指導で実施しています。これがきっかけで、県内の学校でも、次々とアスベストが確認されています。

アスベスト調査については、昭和62年に学校における吹きつけアスベストが社会問題となり、アスベストの使用状況の調査を実施しました。当時は、吹きつけアスベストに限定した調査であったことから、本市の学校では使用されていないという結果でありました。その後、アスベストによる大気汚染の未然防止について、関連法令をもとに、文部科学省よりロックウール等を含めたアスベスト調査を実施するよう通知が出されましたが、現時点での調査の進捗状況と問題点について、学校施設の設置者である市長に伺います。

次に、通告番号4番、農業振興について。さくらんぼ、紅秀峰の生産拡大について伺います。

これまでも、全国各地で御当地自慢の一村一品の農産物商品づくりから販売まで活動し、消費者や周辺から評価の目が注がれ、その多くは商標ブランドを得ています。その一つとして、山形産さくらんぼの佐藤錦があり、特に三泉産のさくらんぼは三泉ブランドとして味、品質、さらには安全性など、あらゆる面でお客様の要求にこたえています。

ところで、7月19日に議会に示されました第5次寒河江市振興計画基本構想(案)では、新たな農業の振興策として、本市の主力作物であるさくらんぼ佐藤錦にかえて、大玉で糖度が高く収穫期間の延長できる紅秀峰をこれからの新たなブランド品として奨励し、主産地として紅秀峰の里さがえの形成と、さらなる観光農業の拡大を図っていくとしています。

時代の流れの中で、農業経営が難しい時代を迎えます。農業従事者の高齢化や後継者問題もさることながら、収益性の悪化、国際競争や食生活の変化など、内部や外部の新しい状況が大きな波となって起きています。行政、生産者は、この新しい状況への対応を考えていかなければならないときです。

これからは、農産物の振興を図り、利益の上がる農業を確立し、特に地理的条件や経営規模の面で不利な状況にある農村において、競争力のある農産物をどうつくり上げ、農業の活性化を図っていくかが急務であります。そのためには、今までのように同じような農産物をただ大量につくっていたのはいいはずはありません。他の商品を見ても、多品種少量生産の時代になってきています。

これからは、生産者としてどのようにこの状況にかかわっていくか。生産者は、消費者のニーズに対応して、必然的に生産物の品種改良をしたり販売方法を変えるなどして、変化の後を追うよりも、未来の顧客を先

取りし、他の生産地よりも先んじて積極的な生産活動を拡大していくべきと考えます。これからは農産物ではなく、商品ブランドのついた農産商品をつくり上げ、市場性のあるものを効率よく生産し、消費者の要求にあった一定の品質のものを、一定期間、一定価格で確実に生産していくことが重要と考えます。今後は生産者が力を合わせ、自分たちが主体となって個性的な農産商品をつくっていく時代だと思っております。

そのためには、まず生産者がマーケティングについて共通の知識を持ち、共通の場で話し合っていくことが大切であります。現在、全国のさくらんぼ生産状況は、平成15年度山形県果樹振興指標資料によると、全国での栽培面積は4,600ヘクタールで、寒河江市では412ヘクタールで、その割合は9%になっております。そして平成7年度以降、栽培面積は横ばいとなってきております。収穫量は全国で1万9,300トンで、本市の収穫量は2,030トンで、その割合は10.5%となっています。収穫量も昭和60年を境に、本市では1,180トンも落ち込んでおります。また、さくらんぼ生産者や関係諸団体の努力で、これまで缶詰などの加工用出荷から生食、贈答品として品質向上させたことで、高価格販売や販路拡大につながり、農業産出額全体の40%を占めるまでになってきており、その主要品種は佐藤錦で、栽培面積は全体の72%まで拡大してきています。

一方で、奨励品種紅秀峰の県内での栽培面積は、15年度で167ヘクタールとなっています。山形県の栽培計画では、村山総合市庁は、将来的に450ヘクタールまで拡大する方針を出しております。また、JAさがえ西村山も生産振興に力を入れてきており、今年度から3カ年計画の中で、50ヘクタールの新植拡大運動を進めています。しかし、ここ数年の寒河江市のさくらんぼ栽培面積が横ばい状況になっていること、また農業経営者の高齢化、担い手不足の課題など、さらにすぐれた農産物であっても、すんなりと生産者や消費者に受け入れられないケースも心配されますが、寒河江市として5年、10年先の顧客を先取りし、奨励品種である紅秀峰の生産拡大と、観光農業に目標を定めています。

農業振興と農業者にとって、新たな魅力と基盤づくりとなりますが、具体的にどのように取り組むのが市長の見解をお伺いいたします。

次に、紅秀峰は、さくらんぼ農家全体に占める栽培割合はまだ低く、投資も必要であり、さらに技術面でも不安を抱えている農家もおります。苗木や雨よけ施設整備などの支援体制と技術指導はどのように検討されているのか伺って第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

アスベストのことでございます。アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩で、以前はさまざまな建材の材料やビルなどの比較的規模の大きい鉄骨づくり建築物の耐火被覆材などとして使用されておりました。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題となるのではなく、飛び散ったものを吸い込むことが問題となるもので、つまり露出している吹きつけアスベストが、劣化等によってその繊維が飛散し、空気中に浮遊した状態にあると危険だと言われております。また、板状に固めたスレートボードなどの建材や、天井裏や壁の内部にある吹きつけアスベストからは、普通の使用状態では飛散する可能性は低いと言われております。

本市における市の施設のアスベスト対策についてでございますが、昭和62年に吹きつけアスベストが社会問題となった折、当時の文部省の公立学校施設の吹きつけアスベスト使用状況調査に合わせ、本市においても指定されたアスベスト商品の使用状況調査を各施設において実施しております。その結果、市庁舎の天井部分や水道事業所の機械室、川原ポンプ場、三泉ポンプ場に指定されたアスベスト商品が使用されていたため、対策工事を実施したところでございます。市庁舎につきましては、昭和63年12月から平成元年2月にかけて、囲い込みや封じ込めなどの対策工事を実施し、水道事業所の機械室と川原ポンプ場においては平成元年に、三泉ポンプ場は平成2年に封じ込め処理を行っております。

一般市民が立ち入ることの多い市庁舎につきましては、その後の平成元年と7年に気中アスベスト濃度調査、いわゆる空気中に浮遊するアスベスト量を測る調査でございますがこれを実施しており、大気汚染防止法で定める基準を大幅に下回る結果を得て、対策の効果が確認されたところでございます。

対策をとった施設以外につきましては、学校の教室や廊下など、児童生徒の生活の場を初め他の施設におきましても、指定されたアスベスト商品は確認されなかったものであります。

昨今、アスベストを使用する工場などでの健康被害が社会問題化していることから、文部科学省などで改めて全国実態調査を実施しております。このことから、本市におきましてもすべての市有施設について、再び実態調査をしております。今回の調査は、昭和62年当時アスベストではないとされていた吹きつけロックウールにつきましても、アスベストが含まれている可能性があることから、そこまで対象を拡大して実施しております。調査には8月上旬から取り組み、現地調査により吹きつけ建材のピックアップを行い、詳細調査を経て専門業者による試料採取、分析へと進めているところでございます。

次に、さくらんぼの紅秀峰について申し上げます。

本市の農業振興については、魅力とやりがいのある農業経営基盤の確立を図るため、地域の合意に基づく、地域に調和した集落営農システムの構築と、高付加価値型農業を推進し、農業経営基盤の強化を図り、さくらんぼ、バラ、ネギ、大豆などのブランド農産物を核とした施設栽培の推進と、観光農業を組み合わせた寒河江型農業の振興を図っているところであります。その中で、さくらんぼは、本市の基幹作物として農業産出額の約4割を占める特産品でございます。また、これまでさくらんぼをまちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきました。さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としましては、これまでに市単独事業での雨よけハウスに対する助成、苗木導入への助成などによる100ヘクタールを超す転作田への新植支援、加温ハウスなどの施設化の推進、さらには人工受粉機の導入やポリネーションなどの結実確保対策に対する助成などを実施してまいりました。また、さくらんぼを本市の重要な観光資

源としてとらえ、周年観光農業に組み入れ、観光拠点施設であるチェリーランドの建設や、市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行ってまいりました。

さくらんぼの期間中には、さくらんぼ祭りや花咲かフェアINさがえなどが開催され、その結果、本市を訪れる観光客が増加し、都市との交流拡大が図られ、市全体に大きな波及効果をもたらしているものと考えております。

このように、生産者と関係団体、市民、行政が一体となった努力の積み重ねにより、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールし、今では寒河江といえばさくらんぼと言われるようになり、寒河江はブランド力の高いさくらんぼの産地としての名声を確立してきたものと考えております。しかし、産地間競争が一層激化する中で、日本一さくらんぼの里を維持していくためには、新たなブランド品の確立が急務であります。

紅秀峰は、平成3年に本市にある山形県園芸試験場で開発された晩生種であり、大玉で糖度が高く日持ちがよい高品位のさくらんぼであります。この紅秀峰を本市の新たなブランド品として奨励し、新たな産地を形成し、他地域や他品種との差別化を図り、一層競争力の強い寒河江型農業を確立していきたいと考えております。

具体的には、平成17年度から19年度までの3カ年で、転作田に50ヘクタールの新植を計画しているものであります。平成17年度は寒河江市さくらんぼ部会による希望者のとりまとめ、苗木の確保、18年度と平成19年度で50ヘクタールの新植を計画し、基本的には団地化を図りながら市内全域に見込み、生産者と一体となり、全国有数の紅秀峰の里さがえを確立していきたいと考えております。

次に、技術指導と支援体制でございますが、生産者からは紅秀峰はまだ新しい品種のため、栽培技術面での不安や、収穫が新植してから5年ほどかかることから、高齢化などの不安があると聞いております。これらの技術指導については、高齢者でも作業のしやすい低木栽培を基本とし、県の農業技術普及課やJAさがえ西村山営農指導員、紅秀峰研究会の指導を得ながら対応していきたいと考えております。

支援体制につきましては、来年度から県単事業であります小規模畑地化整備支援事業を活用し、苗木、暗渠排水、それから芯土破壊、客土などについて60%の補助を受け、実施していきたいと考えております。

また、雨よけ施設につきましては、現段階では国、県の補助事業で該当するものはないため、今後国、県に対して、補助の創設を強く要望していきたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対して、御答弁ありがとうございます。

アスベストについてはこれまでも、前回も問題になって、途中でこの問題が立ち消えしているような状況がありますけれども、その状況と同じように、このアスベストの危険性は大変今問題化になっていて、静かな時限爆弾というようなことも書いてある文書もあります。ですから、非常に健康の被害に対しては、十分対応していかなければならないと考えております。

前回の調査の結果、あるいは今回の調査の内容も、ある程度担当課あたりから聞いておりますけれども、やはり現地を確認しますと、類似した素材が使われているような状況も見受けられます。それで対応として、詳細を確認した上で、サンプル検査とかいろんな対応をする計画を持っておりますけれども、それに基づいて今後具体的に、結果が出次第でありますけれども、ほかの自治体を見ますと、調査した結果、あったとかなかったとか、繰り返し起きている状況もありますので、これを正確に詳細に調査を徹底してやって、やはり中途半端な報道をされないように事前に調査をして、確実な方向性と、あと対策を進めていただきたいと思っております。

各施設も、私も現場を見てきておりますけれども、特に感じているのは、文化センターのホールの入り口あたりが、何か非常に綿ぼこりのような素材もあります。あとは、下水道なんかも相当やはり吹きつけになっている箇所もあります。ですから、こういうのを徹底して調査をして、今後やはり具体的な対策をどうするのか。出た場合に、各市町村の状況を見ますと対策本部とかそういうものをつくっておりますけれども、そういう方向性で検討しているのか、具体的な計画があればお答えをお願いしたいと思います。

それから、さくらんぼの紅秀峰の里さがえの拡大計画ですけれども、今市長からありましたけれども、後継者の問題で、あるいはさくらんぼの紅秀峰の作業にかかわる問題が非常に今、農家の人から疑問視されているんです。収穫を迎えて二、三年たつと立ち枯れしたり、芽を欠く作業とか摘果とか、あと消毒の回数とか、非常に手数がかかる状況で、これからこういうのを奨励されても後継者もないし、なかなか大変だなという農家が非常に多くなってきています。ですから、これを商標ブランドとして今後進めていくために、やはり担い手ばかりでなく、その対応が非常に大切だと思います。

J Aさがえ西村山あたりにも、アグリヘルパーという形で期間を限定して、パート的な雇用をしておりますけれども、今の状況を見ますと、紅秀峰はさらに手間暇がかかる状況でありますけれども、これらのヘルパーの拡大、今現状ですと寒河江周辺の人たちが限定されておりますけれども、今後やはりこれらのヘルパーの拡大、あるいは観光農業の進め方というか、これまでの状況を見ますと、J Aの資料によりますと、観光農業が寒河江市では毎年36万人ぐらい来ているんです。ですから、こういう人たちにその収穫時期にもぎとりなど、そういう事業とか、あるいは品質の高いブランド商品をつくり上げていくためにはどうする計画が、具体的にあるのかどうか。今、商品化という面ではこの紅秀峰はちょっと色が黒くて、商品価値としてどうなのかなという疑問を持っている人もおります。

特に、紅秀峰はアメリカ産のさくらんぼと同様な色ぐらいにしないと、本来の味というか糖分が出てこないと言われております。ですからそういう面で考えますと、一般の消費者に向けてどうなのかなという疑問も、一般の人、消費者から見れば考えております。どうしても黒ずんだものを食べると口の周りが汚れたり、やはり女性に嫌われるという素材というか商品だとも言われております。ですから、こういうことも考えると、今早出して大分商品として提供しているんですね。赤いダイヤというぐらいですから、赤くなった状況で出荷しているんです。ですから、こういう面も別な面でPR、観光面でPRしていかないと、商品価値として価

値が上がらないのではないかと考えております。ですからこの辺の対策もやはり具体的に進めていただきたいと思ひます。

特に、観光面では東根と比較して、寒河江市は観光に対しては、前は先頭を立っていたんですけども、今逆におくれているような状況もあります。ですから、この辺もやはり周辺の仙台市あたりをターゲットにして、もっともっと観光農業を受け入れるための一つの紅秀峰を奨励しているわけですから、その辺のPRのやり方を今後どのように考えていくのかお伺ひしたいと思ひます。

そして、やはり技術面でまだまだ農家の人は疑問を持っております。ですから、普及所や園芸試験場などと共同でこの問題を具体的に技術面で支援する場、やはり必要だと思っておりますけれども、これまでも集団で、現地で剪定の仕方から、あるいは芽かき、いろいろな対策を検討されていますけれども、さらに広げられないとこの3年計画で50ヘクタールが、何か進まないような状況があります。ですから、補助金を出すのも一つの方法ですけれども、やはりみんなが喜んで生産拡大する方向性を向くように、もっともっと徹底して技術面で指導をお願いしたいと思っております。

では、以上で終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 アスベストでございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、試料の採取とか分析調査というようなことをやっておるわけでございます、そういう結果が出るのは9月の末ごろではないかなと、このように思っております。それらを踏まえて、これから対応を検討してまいろうというような気持ちで今取り組んでおるところでございます。

それから、さくらんぼでございますけれども、やはり佐藤錦と収穫時期が重ならないということで、先ほど申しあげたような新しい品種としては、これはいい、これから奨励しなくてはならない新たなさくらんぼブランド品として売り出してしかるべきようなものだと関係者とは話もしておりますし、そう進んでおるわけですが、いかんせんやはり手数がかかるというような難問題があるようでございまして、栽培に難しいということが、手を入れることがたくさんやらなければならないというようなこともあるようでございまして、ですから単に労力だけの問題でもないということでございまして、それ以外の紅秀峰に対応するところの考え方も出てくるのではなからうかなと思っております。

幸い寒河江においては、紅秀峰の研究会と、先ほども申しあげましたけれども研究会があるわけございまして、非常に技術的にすぐれた方たちが、その中の会員として取り組んでおるわけでございます。県の園芸試験場の技術者との十分交流なども図りながら、その研究者たちのこれからの栽培技術の向上というようなものと、そしてまたそれが面積的にも広がりを持っていったときに、どう対応するかというようなことにつきましても、いろいろ関係者、関係団体と協議してまいらなくてはならないと思っております、PRもさることながら、今はやはりどのようにうまく紅秀峰というものを育て、栽培するかということ、そういう技術的な面と生産面の問題を確立していく必要があるかなと、私は思っております。

さくらんぼの里さがえが、今度は佐藤錦からさらに紅秀峰というようなブランド品を立ち上げて、それがあらゆる観光面はさることながら、農業全般あるいは地域振興という、全般的な問題に紅秀峰の位置づけというものを確立していけばなというような気持ちで私も取り組んでまいりたいと思っておりますし、去年、おとしあたりから寒河江の佐藤錦と並んで紅秀峰というのも期待をするべき、しなくてはならないところのさくらんぼだということを申しあげておるところでございますので、そういう方向に向けて私も努力してまいりたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 佐藤 暘子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市立保育所の指定管理者制度導入について市長のお考えを伺います。

国は、三位一体改革の中でむだを省き、小さな政府をつくるという政策を掲げ、さまざまな改革を断行してきました。三位一体改革で、国は補助金や負担金を廃止または減額し、一般財源化する措置をとってきました。国庫補助負担金の廃止や削減は、福祉や教育、医療といった国民の最も身近な分野を直撃し、窮地に陥れています。保育所の運営費についてもそのことが言えます。

寒河江市においても、平成16年度からは保育所運営に対する補助金が大幅カットされ、その財源は交付税で措置されました。同額の財源が交付税の中に措置されたとしても、一般化された財源は使い道が限定されていない上、交付税全体が減らされているのですから、その財源はよそのところに使われてしまうことも大いにあり得ます。このことは、保育所運営にも予算が回らず、保育環境の悪化や保育の質を低下させる原因ともなるのです。

国の歳出予算の削減は、あらゆる分野に及び、公務員を削減し、民間でできることは民間に任せるとして、民営化を進めてきました。指定管理者制度は、公の施設を確実に民間の管理運営に移行していくために、地方自治法を改正し、条例化したものです。

寒河江市においても、6月議会で指定管理者の指定手続に関する条例の制定が行われました。この指定管理者制度で、これまで自治体が管理を委託してきた公の施設を、平成18年9月までに直営に戻すか、指定管理者に委託をするかの選択をしなければならず、寒河江市では指定管理者制度を導入すべく、市の体育施設、老人福祉センター、屋内ゲートボール場の条例を一部改正する議案が、この9月議会に提案されております。さらに、平成18年度から22年度までに実施すべき行財政改革案の中には、指定管理者制度の活用が挙げられております。この制度を導入する主な施設として、保育所と市民浴場が対象とされ、平成19年度から順次導入していくと提案されています。

公立の保育所を指定管理者制度に移行することについて、さまざまな疑問や不安が渦巻いています。市立保育所の指定管理者制度導入について、市長の考えをお伺いいたします。

一つは、どのような管理委託を考えているのか伺います。

寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者になろうとするものは公募するとなっていますが、公募の範囲は寒河江市内に籍を置く法人、あるいは団体なのか、または県内か、広く県外まで範囲を広げて公募するのか伺います。

当初、何力所くらいを指定管理していく考えか。将来的には何力所をどこまで管理委託しようと考えているのか。また、契約の期間は何年か。退職者にあわせて管理委託していくとありますが、管理委託をした後の余剰保育士の処遇はどうなるのかお伺いいたします。

次に、管理委託によって保育内容、保育士の待遇はどうなるのかについて伺います。

指定管理者制度では、利用料や施設使用許可を指定管理者が決めることができますとなっていますが、保育所の入所の判定や保育料金はどうなるのか伺います。

現在、寒河江市の公立保育所では、利用者のニーズにあわせて朝7時から夕方7時までの延長保育を行っており、昨年10月からはたかまつ保育所でのゼロ歳児保育も始まりました。住民のニーズは非常に多種多様で、さまざまな要望を持っています。そういった住民の要望に、きめ細かに効率よく、しかも安上がりに対

応してもらおうというのが今回の指定管理者制度の制度導入の目的ということになるのですが、指定管理者に選ばれた事業者は、独自のサービスを展開して利益を上げることも可能です。

例えば、現在寒河江市が行っている延長保育よりも、さらに時間を延長したり、休日保育をしたり、あるいは病児保育をするといったことも出てくると思います。それが安い料金で利用できるとなれば、同じ市立保育所でありながら、直営の保育所と管理委託をした保育所では、サービスが違ってくるといったことが出てくるのではないかと思います。サービスの格差について、市長はどのように考えられるか伺います。

指定管理者制度は、管理を受託した事業者が基本的には委託料によって運営する仕組みになっています。委託料については、算出の基準があって、その基準によって算出された額が委託料となるのですが、人件費については、現在市の職員になっている保育士の給与基準を下回ることは確かです。受託事業者が採算割れを防ぎ、利益を上げていこうとすれば、人件費を低く抑えるであろうことは容易に想像することができます。同じ寒河江市立の保育所でありながら、市の直営か、指定管理で運営されているかによって、働く人の処遇に大きな格差が出るのではないかと思います。そのことについて市長はどのように考えられるか伺います。

さらに、人件費を安く上げるためには、パートや臨時職員の採用を多くすることも予測されますが、そのことが労働条件の劣悪化、保育士の流動化を激しくし、保育にとって最も必要とされる経験が蓄積されない、プロとしての誇りが持てないなど、ひいては保育の質の低下につながるのではないかと心配されます。

このような心配はないのかどうか。このような現象が起こらないための対策は考えているのかどうか伺います。

指定管理者制度は、国が公共の福祉として堅持しなければならない保育所にまで、企業の参入を認めるものと私はとらえています。民間にできることは民間に任せるという考え方に反対するものではありません。しかし、民間に任せることになじむものとなじまないものがあると私は考えます。

保育所には公設公営の保育所、民間でも認可や無認可の保育所があり、それぞれに子供たちの健やかな成長に努力をしているものです。児童福祉法には、国及び地方自治体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責務を負うと定めております。その中で、公立保育所は、さまざまな事情や理由から保育に欠ける児童や幼児の健全な成長を保障する施設として、自治体の責任において設置しているものであり、福祉制度の一つととらえるべきものと思います。その制度が経費の節減や効率化の名のもとに民間に管理委託され、利益追求の市場化にさらされていくことは、公的保育の解体につながるのではないかと危惧されます。行政が果たすべき責任を放棄することなく、公的責任としての保育制度をどのように維持していく考えか伺います。

以上で、第1問を終わります。市長の誠意ある答弁を期待いたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市内には、一つの分園を含む7カ所の公立保育所がありまして、ことし4月現在では定員630名に対して657名の児童が入所しております。また、民間の就学前の児童施設としましては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、その他企業内保育所が2カ所ありまして、合計704名の乳幼児が入所しており、各施設が持つ特色を生かしながら、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供し、子育ての支援を行っているところでございます。

御案内かと思いますが、保育所は、昭和23年に制定された児童福祉法に基づき児童福祉施設の一つとして規定され、当時は都道府県と市町村及び民間が設置するものがありました。その後、高度経済成長期を迎えまして、保育需要の高まりに対応するため、市町村または社会福祉法人が設置することとなり、本市においても順次整備を図り、現在に至っております。

しかし、近年における少子化対策としての保育所のあり方が検討され、平成9年に入所措置制度から実施制度に変更になり、また平成13年には認可保育所について、行政と社会福祉法人以外の者が設置できるようになり、児童福祉法においても、民営化を推進する規定が盛り込まれたところでございます。

このことは、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の運営を促進し、保育の実施を効果的に行おうとするものでありまして、市立保育所に民間企業や団体の参入を認め、民間のノウハウや柔軟性、機動性を活用して運営を行うとともに、コスト削減などの効率化を図ろうとするものでございます。

また、近年の家族構成や雇用環境など、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する保育ニーズに対応するため、12時間保育の実現や障害児保育、さらにはゼロ歳児保育の実施などに取り組み、次世代を担う子供たちの育成と子育て家庭の支援に努めてまいったところであります。さらに、土曜日の延長保育や休日保育事業など、新たな複雑多様化する保育ニーズがあります。これらに対応するには、公設民営化を行い、民間資源の活用などを図るため、指定管理者制度による保育所運営の改革が県内において検討されてきており、全国的にも同様な傾向となっているようであります。

このような中で、行財政改革大綱(案)では、指定管理者制度の活用による保育所の民間委託を計画し、現在、市行財政改革推進委員会に諮問しているところであり、答申を受け大綱を策定し、実施していくものでございます。

御質問のどのような管理委託を考えているかということが、まずありました。実施していく場合の委託先の選定方法については、指定管理者制度における指定管理者選定の原則に沿い、公募を考えております。

なお、指定期間は保育所にかかわらず、本市の指定管理者制度に係る指針に即しまして、5年間になると思っております。

指定管理者の導入は、平成19年度から順次行うことと考えておりますが、具体的な導入先や年次ごとの計画については、保育士の退職数を踏まえて、今後具体的に検討してまいります。指定管理者に移行した保育所の保育士は、他の保育所に異動し、保育業務に従事することになります。

次に、管理委託によって、保育内容あるいは保育士の待遇はどうかというような御質問がございました。

認可保育所における保育の実施につきましては、児童福祉法に基づき公営及び民営とも市が行うこととなっておりますので、保育所へ入所を希望する保護者は、入所希望保育所名などを記入して、市に入所申し込みを行い、市が入所決定を行います。保育料についても、市が所得状況を調査して決定することになり、徴収も市となります。したがって、民間に委託した場合であっても同様であり、保育の実施に関すること

はすべて寒河江市が行うこととなりますので、現在と何ら変わらない手続となります。

指定管理者には、保育所で行う保育業務や給食、そして施設の維持管理などをお願いすることになります。委託した場合は、直営の保育所と管理者が行う保育所で、保育の内容やサービスに差が生じないかというような御質問もありました。

保育士などの配置につきましては、児童福祉施設最低基準に基づく人数の確保が必要となりますし、また、現在市が行っている延長保育、それから障害児保育、それから地域活動事業などの保育サービスについても、指定管理者募集要項において、指定管理者が行う業務の中に個々に明示して委託することとなりますので、直営で行う保育所と指定管理者が行う保育所でのサービスの違いは生じないこととなります。

保育士の雇用条件など待遇についてでございますが、委託する場合の経費については、国が定める保育単価に基づき算定する保育所の運営費を基準として積算することとなりますが、その運営費には、当然人件費も含まれておりますので、市が支払う委託経費の中で、管理者が創意と工夫により対応することとなります。

なお、保育単価には、保育士の平均勤続年数を基礎として、給与改善費加算措置が設けられており、給与面での支援策が講じられております。

また、指定管理者が提出する事業計画書や収支計画書において、職員体制や人件費などについても事前に審査することとなりますので、職員の労務管理や運営についても、協定の中で確認していくこととなります。

それから、公的責任についての御質問がございました。

公立保育所の運営業務を委託する場合については、平成13年3月に厚生労働省が、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」において、指針を示しております。その内容は、運営業務を委託した保育所についての児童福祉施設最低基準の遵守義務は、設置者たる地方公共団体にあること。また、保育所に係る安全配慮義務や施設整備費、設備整備費も、設置者たる地方公共団体にあることとされております。

施設指定管理者制度により、保育所を民間に委託した場合であっても、この指針に即して市が保育所の運営を行っていくこととなり、保育内容やサービスの低下にはならないものと考えております。以上です。

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1問にお答えいただいたわけですが、契約の期間についてですが、契約の期間は5年間というようにことだったわけですが、この5年間の契約が過ぎれば、また改めて公募をして管理者を決めていくというふうになるんだと思いますけれども、それまでに管理をしていたところが、必ずしも指定されるということにはならないというふうに思うんです。別な事業者にも変わることもあり得るということだと思います。ですから、そういうふうになれば、そこで働いていた保育士たちも、すべて入れかわるということになると思います。それは、きのうまでなれ親しんできた保育士たちが、きょうからは全く違った保育士と入れかわるというふうになると思うんですけれども、そういうふうになれば、子供たちに与えるショックというのは大変大きなものがあるのではないかと思います。

また、同じ市立保育所の保育士という立場で働いていても、職場の違いによってその待遇、働いている場所、または待遇の違いなどによって、同じ市立保育所の保育士という共通の認識、あるいは連帯感というのが育ちにくくなるのではないかとこのように思われます。そのことは、微妙に子供たちの心に反映するのではないかとこのように心配されます。相手は人間であります。しかも小さな幼児たち。そういう子供たちを相手にする保育所というのは、やはり一般家庭の親と子、そして施設は自分のうちというような認識のもとで子供たちは日々過ごしているわけですね。ですから、それが一変して親と思うほど親しんできた保育士たちかわる。そういうことになれば、子供たちは非常に心理的にも不安定な状態になるのではないかと、そういうことが心配されるわけです。

ですから私、先に申しあげましたけれども、指定管理者制度としてふさわしいもの、ふさわしくないものがあるのではないかと申しあげましたけれども、保育所に関しては、この施設の持つ目的からしても、指定管理者制度にはなじまないのではないかと私は思っているんですが、市長はその点どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

それから、公共施設というのは、住民の生活の向上あるいは福祉の向上を目的としてつくられているものであるわけです。ですから、ここで働いている職員は、その目的を遂行するために働いているわけですね、もちろん。ですから自治体というのは、そこに住んでいる住民のすべての面で、その働いている職場、労働条件そういうもの、また周りの、何ていいますか生活面においても、そこに住む人たちの要であるというふうに思うわけです。

今、寒河江市の財政状況が大変な状況にあるということは、だれもが認識しているところですが、自治体が責任を持たなければならない福祉の分野にまで民間を導入するというふうになりますと、やはりそういう面では安い労働力、そして安上がりになれるものということ寒河江市自体、行政自体が手をつけていくということは、その地域住民の労働条件の悪化とか低賃金、不安定雇用というものを地域に根づかせてしまうことになるのではないかと。福祉や生活の向上を目的としている自治体が、そこに住む住民の生活自体を低下させる役割を果たしてしまうのではないかとこのようにおそれがあるわけですが、そのことについて市長はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

2問はその点でお伺いをしたいと思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども質問で答弁したように、法律そのものもいわゆる公営民設とか、あるいは福祉法人に委託できるというような方向から、さらに民間でもできるんだ、一般民間でも経営できるんですよという考え方が法律そのものでも出てきておるわけでございます。ましてや公設民営というのではなくて、そもそもは民間で経営するんだということも出てきておるような状況になってきております。ですからそういう状況の中で、公共性の高いサービスにありましても、これは民間でやるのが、かえって直接行政でやるよりも、さらに高いサービスというものが提供できるのではないかというようにも考えられるわけでございます。そういうことから、いわゆる指定管理者制度というものが出来たものと、このように思っておるわけでございます。

議員は、保育所というような仕事と業務というものは、なじまないのではないかなと、こういうことでございますけれども、逆にこの保育業務にすぐれた民間の経営体というものもあるわけでございますし、何も全部が全部公共直営というようなものでなくてはならないものだというものには、私は考えておらないところでございます。したがって、保育業務の保育所の指定管理者の導入につきましても、これはなじむものであると私は考えておるところでございますので、行政改革大綱の中に盛り込んだところでございます。

それから、5年間を過ぎた場合にまた保育士が変更になるのではないかなと、こういうことがありましたけれども、それは5年間の中で、次の指定管理者にかわるかかわらないか、それは実際に実績なり、あるいは実態を見た上で判断して、議会での議決も得るわけでございますから、そういう中で子供の保育されているところの児童に対する心理的な影響というようなことをお気づかいのようでございますけれども、これはどうなんですか。まず、現在の保育所にありましても、これは1年保育から2年保育になりましても、受け持ち担任が変わるということだってあるわけでございますし、すべてが同じということはまたこれもあるわけでございますから、ずっと同じ保育士で児童を見ておるといようなことはなかるうかなと、こう思っております。

また保育サービスが低下するのではないかと、指定管理者制度の導入ということでございましたけれども、そういうこともこれは、非常に経験の豊富な、そして今までも申しあげましたとおり、ケース的にもあるいは効率的な面から申しましても、経営的な運営という面に熟達した者を指定するわけでございますので、御心配のことには、私はならないのではないかなと、このように思っております。以上です。

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 一つは、保育士がかわったとしても、今までの保育所であっても1年ごとに入ってくる子供もいるし、担任がかわる場合もあるから、そういうのは差し支えないのではないかというふうなことだったようですけれども、この指定管理者制度においては、これまでいた保育士たちが、指定管理にならない場合、がらっとかわってしまうということなんですね。それが、今までの市立保育所とは違うことだというふうに思います。今、市立保育所では、全部の保育士が一度にかわってしまうという事はあり得ないわけです。何人が異動していったりすることはあるかと思いますが、保育士が全部入れかわるということはありません。ですから、その点では子供たちは安心していただけるのだというふうに思います。

また、待遇の面におきましても、そんなに悪くなるわけではないというふうな市長の答弁だったようですが、私ある資料から見たんですけれども、委託費です。委託費の中の人件費がどのような基準で算定されるのかというふうなことが書いてあったわけですが、これは国家公務員の行政職2の2等級3号俸というのが当てはめられるというようなことがあったわけですが、それは、保育士として二十歳から働き始めた人の25歳時の給与に匹敵すると。月額約17万7,000円くらいだということなんです。ですから、これはもう25歳で頭打ちになる給与だと。こういうことがあったわけですが、それが事実であるとすれば、25歳以上になっても昇給が認められなくなるというような、低賃金のもとに置かれてしまうのではないかという心配があるわけですが、そのことについて市長はどのような認識をお持ちなのか伺いたしたいと思います。

それから、今アンケートの中で、一番要望が強いというのが、産休明けから預けられる乳児保育所が欲しいという要望だと書いてあります。寒河江市でも、昨年の10月からはたかまつ保育所に乳児保育が開設されたわけですけれども、この定員をふやしていったりとか、また中心部に新たに乳児保育所を開設するというようなお考えはないのかどうかです。そして、例えば指定管理者制度を導入したとすれば、そういうものを指定管理者の中にふやしていくというようなお考えがあるのかどうか。

市の行っている基準保育といいますが、延長保育なんかも含むんでしょうけれども、今市立保育所がやっているものと同じものをやってもらうということで、そのほかのサービスを指定事業者がやりたいというふうな要望があった場合は、それはどうなるのかです。その点も伺いたしたいと思います。

3問目ですので、この市立保育所を指定管理者制度に移すかどうかということは、今行政改革検討委員会の中でもさまざま審議をされて、答申を受けて、それで決めていくというふうになるとは思いますけれども、これは職員労働組合とのかかわりも非常に大きいわけですね。ですから、民間でなければこういうきめ細かなサービスが提供できないというのではなくて、寒河江市の職員であっても、工夫次第では民間以上のきめ細かなサービスができる条件もあるのではないかというふうに思うんです。

ですから、そういう点ですべての保育所が一度に指定管理者制度に移すということではないと思いますし、職員の知恵なんかも十分出し合ってもらって、組合との間での話し合いも十分にいただいて、そして必ずしも指定管理者制度でなくとも、市職員として住民に奉仕するという立場でさまざま対応できるのでないかと。そうすることがやはり公的な責任を果たせるのではないかというふうに私は思うんです。

保護者たちも市立保育所だから、今までの保母さんたちが十分対応してくれるから、安心して預けられるということもあるというふうに思うんです。ですから、そういうふうな父母たちの感情なんかも考えまして、やはり公的な責任を放棄してしまうようなことがないように、十分検討をしていただきたいというふうに思います。以上で3問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどちょっと申しあげました保育所の人事体制といいますか、人事異動というようなことでございましたけれども、これは現在の保育所にあってもそういうことがあり得るんだろうということを申しあげておるわけでございます、5年経過してどのような、ずっと続けられるのか、あるいはまた更新されるのかというようなことは、あくまでも選考委員会というようなものに諮って決めますし、最終的には議会の議決を得るわけでございますので、十分その辺で、これまでやっておったところの指定管理者にされた民間が妥当かどうかというようなことは、十分判断されるわけでございます。

それから、議員は公的でないときめ細かなサービスができないのでないかとか、ノウハウは民間は持っていないのではないかとか、こういうような御意見をお持ちになっていらっしゃるようでございますけれども、私は逆にいろいろな事態に対応できるようなことが、かえって民間としてできるのだろうと、このように思っております。

それから、賃金の問題にしましても、こういう公的な手続なり、指定基準というものは、はっきり法律の中で決まっているわけでございますから、これによっているわけでございますから、民間に委託したことによって、すぐ低賃金になるのではないかと、こういうようなおそれは私は考えられないと、このように思っております。

それから、現行の延長保育等いろいろな特別な対応を現在市でもとっておるわけでございますけれども、これらについてもこれから民間に委託する場合の業務対応となり、あるいは運営方法と形態なりというようなものを、十分これは仕様書といいますか計画書を出してもらって、それに基づいて行われるわけでございますから、こういうような基準といいますか、計画といいますか、それにこたえられるかどうかというものを審査して、そして決めるわけでございますから、そういう議員がおっしゃるような危惧は考えられないと、このように思っております。

そういう中で、十分公的責任というようなものは果たされるものでございます。以上でございます。

散 会 午前11時58分

新宮征一議長 本日の一般質問は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。